

枚方京田辺環境施設組合議会処務規程

平成28年8月2日

議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、枚方京田辺環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第4項の規定により、組合議会に書記長及び書記を置く。

2 書記長及び書記は、管理者の事務部局の職員をもって充てる。

(職務)

第3条 書記長は議長の命を受け、組合議会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 書記は、書記長の指揮を受け、組合議会の事務に従事する。

(職員の身分取扱い)

第4条 第2条第1項に規定する職員の勤務条件、服務その他身分取扱いについては、管理者の事務部局の職員の例による。

(公印)

第5条 公印の名称、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

2 公印の保管及び使用の責任者は、書記長とする。

3 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(事務の処理)

第6条 この訓令に定めるもののほか、事務の処理については、管理者の事務部局の例による。

附 則

この訓令は、平成28年8月2日から施行する。

別表第1（第5条関係）

番号	名称	寸法 (mm)	書体	使用区分	個数
1	枚方京田辺環境施設組合議会印	方24	てん書	議会名をもってする文書	1
2	枚方京田辺環境施設組合議会議長印	方24	てん書	議長名をもってする文書	1

別表第2（第5条関係）

1	2
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 枚方京田辺 環境施設 組合議会印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 枚方京田辺 環境施設 組合議会 議長印 </div>